

上水道加入金表

☆上水道加入金（メーターの口径別、1口につき）

口径	加入金	口径	加入金
*13mm	165,000円 (150,000円)	40mm	1,193,500円 (1,085,000円)
20mm	319,000円 (290,000円)	50mm	1,697,300円 (1,543,000円)
25mm	469,700円 (427,000円)	75mm	2,722,500円 (2,475,000円)
30mm	686,400円 (624,000円)		

*一般的な家庭では、13mm口径となります。
 ◎消費税及び地方消費税を含んだ金額【（ ）内は、税抜き金額】
 ◎この加入金は、加入者の都合で水道を廃止されても返還できません。

上水道・メーター使用料金表

☆上水道使用料金（専用栓・1ヵ月につき）

内訳	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
家事用	10m ³ 以下 1,650.0円 (1,500円)	11~20m ³ 以下 181.50円(165円)	21m ³ 以上 231.00円(210円)
営業用	10m ³ 以下 1,815.0円 (1,650円)	11~30m ³ 以下 231.00円(210円)	31m ³ 以上 275.00円(250円)
病院官 公署用	10m ³ 以下 1,650.0円 (1,500円)	11~20m ³ 以下 198.00円(180円)	21m ³ 以上 247.50円(225円)
学校用	100m ³ 以下 21,945.0円 (19,950円)		101m ³ 以上 231.00円(210円)
工場用	40m ³ 以下 9,185.0円 (8,350円)	41~1,500m ³ 以下 275.00円(250円)	1,501m ³ 以上 77.00円(70円)

◎消費税及び地方消費税を含んだ金額【（ ）内は、税抜き金額】

☆メーター使用料金（1ヵ月につき）

口径	使用料金	口径	使用料金
*13mm	132円(120円)	40mm	385円(350円)
20mm	198円(180円)	50mm	748円(680円)
25mm	253円(230円)	75mm	1,430円(1,300円)
30mm	286円(260円)		

*一般的な家庭では、13mm口径となります。
 ◎消費税及び地方消費税を含んだ金額【（ ）内は、税抜き金額】



定期検針日と納期限等

☆メーターの検針と使用料の徴収は、隔月（奇数月）となります。

期別	該当月	定期検針日	納期限
第1期	3・4月	4月20日から末日までの間の日	5月末日
第2期	5・6月	6月20日から末日までの間の日	7月末日
第3期	7・8月	8月20日から末日までの間の日	9月末日
第4期	9・10月	10月20日から末日までの間の日	11月末日
第5期	11・12月	12月15日から末日までの間の日	1月末日
第6期	1・2月	2月20日から末日までの間の日	3月25日

上水道・メーターの使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。詳しくは、上下水道課または市内の金融機関の窓口にてご相談ください。

使用料の計算例

家事用にて、1期（2ヵ月間）で64m³を使用した場合

*1人当たり上水道使用量 8m³/月、4人世帯をモデルとして。

（1人当たりの水の使用量は、6m³/月から多い方で8m³/月が一般的です。）

計算例

$$64\text{m}^3 \div 2\text{ヵ月} = 32\text{m}^3$$

- ①10m³までの基本使用料 1,500円 × 2ヵ月 = 3,000円
- ②11m³から20m³まで 165円 × 10m³ × 2ヵ月 = 3,300円
- ③21m³から32m³まで 210円 × 12m³ × 2ヵ月 = 5,040円
- ④13mm口径メーター使用料 120円 × 2ヵ月 = 240円
- 消費税（10%対象） 11,580円 × 0.1 = 1,158円

合計 1期（2ヵ月間で） 12,738円
 （1ヵ月当たり） 6,369円

☆次のような場合には、事前に届出が必要です。

- ①給水装置の使用を開始し、または中止しようとするとき。
- ②給水装置の増設、移設または改良をしようとするとき。
- ③家屋等の売買または賃貸借により、給水装置の所有者や使用者が変わるとき。

☆その他、水道に関するお問合せは、下記までご連絡ください。



大野市役所 上下水道課

〒912-0011 大野市南新在家 28-3-2

TEL (0779) 66-1111 FAX (0779) 66-1720

e-mail: suido@city.fukui-ono.lg.jp

改訂日：令和4年10月1日

